

生駒市規則第 2 2 号

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 0 月 1 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防規則の一部を改正する規則

生駒市火災予防規則（平成 2 年 5 月生駒市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号中 「

全出力又は 定格容量	k W A H ・ セル
---------------	-----------------

」を

「

全出力又は 蓄電池容量	k W k W h
----------------	--------------

」に改め、同様式備考中第 6

項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、同様式備考第 3 項中「又は定格容量」を「又は蓄電池容量」に、「燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備」を「変電設備、急速充電設備、燃料電池発電設備又は発電設備」に、「定格容量を」を「蓄電池容量（定格容量）を」に改め、同項を同様式備考第 4 項とし、同様式備考中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同様式備考に第 1 項として次の 1 項を加える。

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。